

第44回（平成24年度）社会保険労務士試験 受験案内

厚生労働省
全国社会保険労務士会連合会

《試験の実施要領》

第44回社会保険労務士試験は、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第10条第1項及び第10条の2の規定により次のとおり行われます。

●受験申込書の受付期間

平成24年4月16日（月）～平成24年5月31日（木）

郵送での申込み	○「簡易書留郵便」で、全国社会保険労務士会連合会 試験センター（以下「試験センター」という。）へ郵送してください。平成24年5月31日（木）までの消印があるものに限り受け付けます。
試験センターの窓口での申込み	○試験センターへ直接持参してください。窓口での受付期限は、5月31日（木）17：30までです。 ○受付時間は、9：30～17：30（土日祝日を除く） ※現金の取扱いはいたしません。受験手数料は、あらかじめ所定の方法で納付手続をしてください（4・5頁参照）。

注①平成24年6月1日以降に郵送（提出）された場合は、受け付けできません。

②提出書類に不備がある場合は受け付けられませんので、申込みは早めに行うようにしてください。

●受験票の交付

- 平成24年8月上旬に試験センターから受験資格を有すると認められた受験申込者に直接郵送します。
- 平成24年8月7日（火）までに受験票が届かない場合又は受験票の記載事項に誤りがある場合は、平成24年8月10日（金）までに試験センターへご連絡ください（ご連絡のない場合は、到着し、誤りはないものとみなします）。
- 試験センターが受験票等へ記載する漢字は、原則としてJIS第2水準までの活字を使用します。
- 受験票は大切に保管してください（第45～47回社会保険労務士試験の受験資格証明書として使用できます）。

●試験日・試験科目等

- 試験日 平成24年8月26日（日） 集合時間 8：40
- 試験時間や試験科目等の詳細については2頁の《試験日・試験科目》をご覧ください。

●合格者の発表

- 合格発表日 平成24年11月9日（金）
- 合格者には合格証書を郵送するほか、その受験番号を官報に公告します。また、厚生労働省並びに試験センター及び都道府県社会保険労務士会に合格者の受験番号の掲示等を行うとともに、試験センターホームページでの登載を予定しています（公開予定時間9：30）。
- 受験者（途中棄権者、不正者は除く。）には成績等の通知をいたします（合格発表日に発送予定）。届かない場合は、平成24年11月30日（金）までに試験センターへご連絡ください（ご連絡のない場合は、到着したものとみなします）。この通知は、第45～47回社会保険労務士試験の受験資格証明書として使用できますので大切に保管してください。）。
- 合否、成績及び合格基準に関する照会には、その理由の如何を問わず応じられません。

●受験資格

6・7頁の《受験資格》をご覧ください。

●試験地・試験会場

10・11頁の《試験地・試験会場一覧》をご覧ください（試験会場の決定は、受験票で通知します）。なお、試験会場に関する事前照会には応じられません。

●合格の取消し等

不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取消し、又はその受験を禁止する場合があります。

●受験案内等を入手した際の確認事項

下記の書類5点が揃っているか確認してください。

- ①受験案内
- ②社会保険労務士試験受験申込書・社会保険労務士試験試験科目免除申請書（OCRシート）（以下「受験申込書」という。）
- ③受験手数料払込用紙〔払取扱票・振替払込請求書兼受領証・振替払込受付証明書（お客様用）・払込受領証の一連4票式（コンビニエンスストア、郵便局・ゆうちょ銀行兼用）〕
- ④実務経験証明書用紙（実務経験を受験資格とする方、新たに免除申請を行う場合等の免除資格を実務経験で証明する方のみご使用ください。この用紙が複数枚必要となる方は、あらかじめ必要な枚数をコピーしたうえで、作成してください。なお、証明書の様式は、必要項目全てを網羅すればワープロ等で作成しても構いません。）
- ⑤受験申込用封筒（オレンジ色）

《 試験日・試験科目 》

●試験日等

試験日	集合時間	試験時間	出題形式
平成24年8月26日(日)	8:40 13:40	9:10~12:40(210分) 14:10~15:30(80分)	択一式 選択式

試験についての注意事項を説明しますので必ず集合時間までにトイレを済ませて試験室に入室し、着席してください。

●試験科目

試験は、次表の科目について行われます。

試験問題の解答に当たり適用すべき法令等は、平成24年4月13日(金)現在施行のものとします。

試験科目	選択式 計8科目 (配点)	択一式 計7科目 (配点)
労働基準法及び労働安全衛生法	1問(5点)	10問(10点)
労働者災害補償保険法(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)	1問(5点)	10問(10点)
雇用保険法(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)	1問(5点)	10問(10点)
労務管理その他の労働に関する一般常識	1問(5点)	10問(10点)
社会保険に関する一般常識	1問(5点)	
健康保険法	1問(5点)	10問(10点)
厚生年金保険法	1問(5点)	10問(10点)
国民年金法	1問(5点)	10問(10点)
合計	8問(40点)	70問(70点)

択一式試験の試験科目のうち「労働者災害補償保険法」及び「雇用保険法」の試験科目は、それぞれの問題10問のうち3問が「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」から出題されます。

選択式試験の試験科目のうち「労働者災害補償保険法」及び「雇用保険法」の試験科目は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」からの出題はありません。

●合格基準

合格基準点は、選択式試験及び択一式試験のそれぞれの総得点と、それぞれの科目ごとに定めます。各成績のいずれかが合格基準点に達しない場合は不合格となります。

《 受験の申込み 》

●受験手数料及び納付方法

- 〈受験手数料〉 9,000円(払込手数料120円は、払込人(受験申込者)のご負担になります。)
- 〈納付方法〉 ○受験手数料の納付専用の払込用紙を使用して提携コンビニエンスストア(以下「コンビニ」という)又は郵便局・ゆうちょ銀行から納付してください(4・5頁参照)。
○試験センターでは、現金の取扱いはいたしません。
- 〈注意点〉 ○領収証が必要な方は、郵便局・ゆうちょ銀行の振替払込受付窓口(有人窓口)から納付してください。
○受験手数料の領収証は、納付手続きをした郵便局・ゆうちょ銀行が発行する振替払込請求書兼受領証、(コンビニからの納付の場合は払込受領証のコピー(ご自身でコピーをおとりください))をもって代えさせていただきます。この振替払込請求書兼受領証又は払込受領証のコピーは納付手続きを行ったことを証明する重要な書類ですので、大切に保管してください。
○入金された受験手数料は、理由の如何を問わず返金いたしません。

●申込方法

下記の①～④(新たに試験科目の免除申請をする方は、①～⑤)の提出書類等をすべてそろえ、郵送又は試験センター窓口にて申込みをしてください。なお、提出書類等に不備がある場合は、受け付けられません。

郵送での申込み (平成24年5月31日消印有効)	○専用の封筒(オレンジ色)に入れ、必ず「簡易書留郵便」で、試験センターへ郵送してください。 ○必ず郵便局の郵便窓口(有人窓口)から差出し、絶対にポストへ投函しないでください(書類到着に関する照会には応じられません)。 ○手続きの際は、郵便局に備え付けの「書留・特定記録郵便物等差出票」を記入のうえ、窓口にお出しください。なお、「書留・特定記録郵便物等差出票」の届け先の氏名記入欄は、「試験センター」と記入してください(郵便料金等は、受験申込者によって異なりますので、詳しくは郵便局にお尋ねください)。 ○「書留・特定記録郵便物等受領証」の本人控えは大切に保管してください。
試験センターの窓口での申込み (平成24年5月31日まで)	○試験センターへ直接持参してください。窓口での受付期限は、5月31日(木)17:30までです。 ○受付時間は、9:30～17:30(土日祝日は除く)。 ○現金の取扱いはいたしませんので、受験手数料は、あらかじめコンビニ又は郵便局・ゆうちょ銀行の振替払込受付窓口(有人窓口)で納付手続きをしてください(4・5頁参照)。 ○受験申込みの締切日近くは、大変混み合いますので、早めに手続きをしてください。

●提出書類と留意点

提出書類等に不備がある場合は受け付けられませんので、下記の留意点をご精読のうえ、早めに申込みをしてください。なお、受験資格を認めた者について、提出された書類は返却いたしません。

提出書類名	留 意 点				
①受験申込書	<ol style="list-style-type: none"> 12・13頁の記入要領、記入例を参照のうえ、記入してください。記入漏れ等があると不備となりますので、必要事項をすべて記入してください。 受験申込書には、写真以外の書類を貼付しないでください。 試験センターからの書類送付先・連絡先は日本国内に限ります。 				
②写 真	<ol style="list-style-type: none"> 裏面に住所・氏名を記入し、受験申込書の所定の欄に貼付してください。 写真の規格（白黒・カラーのいずれも可） <ul style="list-style-type: none"> (1)縦4.5cm、横3.5cmでふちの無いもの（パスポート申請用サイズ。顔の大きさは、13頁「受験申込書の記入例」の「写真貼付欄」を参照してください。） (2)申込み前3か月以内に撮影したもの (3)背景は無地、人物は無帽、正面に向、肩から上が写ったもの (4)試験中に眼鏡を着用する方は、眼鏡を着用して撮影したもの <p>※1 上記の規格にひとつでも合わないもの、不鮮明であったり、顔の部分が小さい場合等は、再提出していただきます。 また、家庭用プリンターを使用したものは不可。カラーコピー、スナップ写真を切り抜いたもの、デジタル画像で画像の粗いもの、コピー用紙に印刷したものは使用できません。</p> <p>※2 試験日当日、写真と本人が著しく異なる場合は、本人確認をする場合がありますのであらかじめご了承ください。</p>				
③払込受領証 又は 振替払込受付証明書 (お客さま用) (受験手数料の納付を証明する書類)	<p>「4・5頁」を参考のうえ、 お済ませください。</p> <table border="1" style="float: right; width: 150px; margin-right: 10px;"> <tr><td>○コンビニ利用の場合は、 払込受領証</td></tr> <tr><td>○郵便局利用の場合は、 振替払込受付証明書 (お客さま用)</td></tr> </table>	○コンビニ利用の場合は、 払込受領証	○郵便局利用の場合は、 振替払込受付証明書 (お客さま用)	<p>コンビニ利用の場合</p> <p>1. 受験手数料は、コンビニのレジから納付してください（4頁参照）。 2. 必ず「払込受領証（原本）」を提出してください。 3. 受領印欄にコンビニ店舗の受領押印を必ず確認してください。押印のないもの、日付印が平成24年6月1日以降のものは受け付けられません。 ※領収証が必要な方は、郵便局・ゆうちょ銀行から納付してください。 コンビニからの納付で領収証が必要な方は、納付後、払込受領証のコピーをあらかじめご自身でお取りください（試験センター提出後は対応できませんのでご了承ください）。</p>	<p>郵便局利用の場合</p> <p>1. 受験手数料は、郵便局・ゆうちょ銀行の振替払込受付窓口（有人窓口）から納付してください（ATM等機械から納付すると振替払込受付証明書（お客さま用）が発行されません）（5頁参照）。 2. 必ず「振替払込受付証明書（お客さま用）」を提出してください。 3. 日附印欄に支払局の受領押印を必ず確認してください。押印のないもの、日附印が平成24年6月1日以降のものは受け付けられません。 ※「振替払込請求書兼受領証」を「領収証」とします。</p>
○コンビニ利用の場合は、 払込受領証					
○郵便局利用の場合は、 振替払込受付証明書 (お客さま用)					
④受験資格を証明する書類 (「受験資格証明書」という。)		<ol style="list-style-type: none"> 6・7頁をご覧ください。卒業証書・学位記が大判でコピーが困難な場合は卒業証明書を入手して提出してください。 受験資格証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合は、申込み前3か月以内に発行された改姓したこと等を証明する個人事項証明書（戸籍抄本・原本）を添付してください〔受験資格証明書の証明年月日当時と現在の氏名に変更がある方は、当時の氏名で記載された受験資格証明書と現在氏名の個人事項証明書（戸籍抄本・原本）を添付してください（学校が氏名変更をした卒業証明書等では、氏名変更の書類確認がなされた保証がないため受け付けられない場合があります）〕。 外国籍の方で、受験資格証明書に通称名を記入している場合は、必ず外国人登録原票記載事項証明書・原本を添付してください（受験申込書の氏名欄は、本名と通称名（「本名（通称名）」）を記入してください）。 			
⑤免除資格を証明する書類 (該当者のみ)		<p>18・19頁の「試験科目の一部免除資格者一覧」の項及び14～17頁の「試験科目の免除申請」をご精読ください。</p>			

※注1 個人事項証明書（戸籍抄本・原本）は申込み前3か月以内に発行されたものに限ります。なお、戸籍抄本で氏名変更の変遷が確認できないときは、改製原戸籍など氏名変更の変遷が確認できる書類が必要となる場合があります。

※注2 書類の審査には時間を要するため、早期に申込み手続をされても内容の確認及び不備の是正に関する連絡が7月下旬頃となる場合があります。

《受験手数料の納付方法》

●受験手数料の納付方法

次の2つから選択することができます。

1. コンビニ

2. 振替払込〔郵便局・ゆうちょ銀行の振替払込受付窓口（有人窓口）〕

受験申込書の提出に先立ち、ご都合の良い方法（場所）で5月31日（木）までに納付手続きをあらかじめお済ませください。

※領収証が必要な方は、振替払込（郵便局・ゆうちょ銀行）をご利用ください（コンビニからの納付をしないでください）。

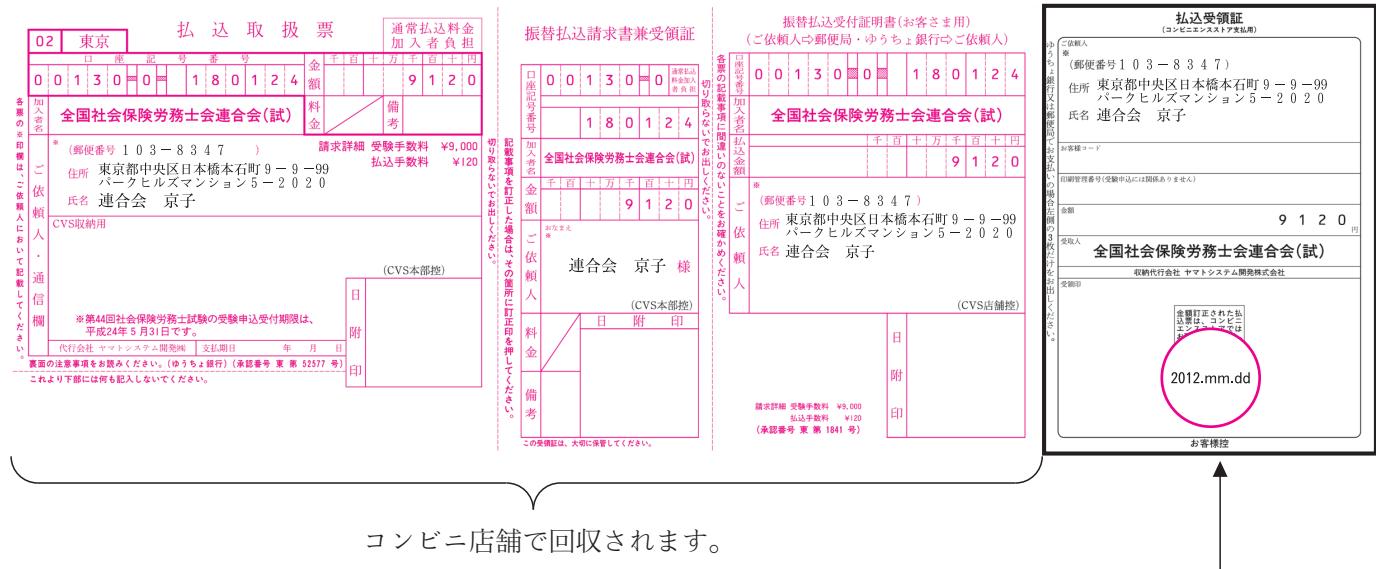
●受験手数料

受験手数料払込用紙は、コンビニ、郵便局・ゆうちょ銀行いずれでも使用できる兼用用紙です。

受験手数料は、9,000円、払込手数料は、コンビニ、郵便局・ゆうちょ銀行いずれも120円です。

●コンビニを利用の場合

受験手数料払込用紙の所定欄に必要事項を記入し、切り取らずにコンビニのレジへお渡しください。



●「払込受領証」が払込人に渡されます。

●コンビニ店舗の受領印が押印されていることを確認してください。

●この「払込受領証（原本）」を受験申込書（OCRシート）と一緒に提出してください。
(コンビニから納付した場合、この書類を提出しないと、受験できません)

※留意事項

領収証が必要な方は、郵便局・ゆうちょ銀行から納付してください。

コンビニから納付し、領収証が必要な方は、納付後、提出前にあらかじめご自身でコピーをお取りください。

(試験センターへ提出後は、お渡しきれません。コンビニから納付すると、一旦は払込受領証が払込人に渡されますが、試験センターへ提出しなければならないため、お手元に払込書は残りません。)

●受験手数料の納付ができるコンビニ



※停電などにより、コンビニのレジが使用できない場合は、コンビニからの納付ができないことがあります。また、払込用紙のバーコードが読み取れない場合は、コンビニからの納付ができません。

●コンビニ・郵便局 共通の注意事項

- ご依頼人の欄（郵便番号、住所、氏名）は、受験申込者本人の住所と氏名を記入してください。
- 会社名・団体名などで納付しないでください。
- 受験申込者1名につき、払込用紙1枚を使用してください。
- 複数名分を一括して納付しないでください。
- 金額訂正された払込用紙は、受験できない場合があります（金額訂正をしないでください）。
- 払込用紙を汚したり、破いたりしないでください（納付ができない場合があります）。

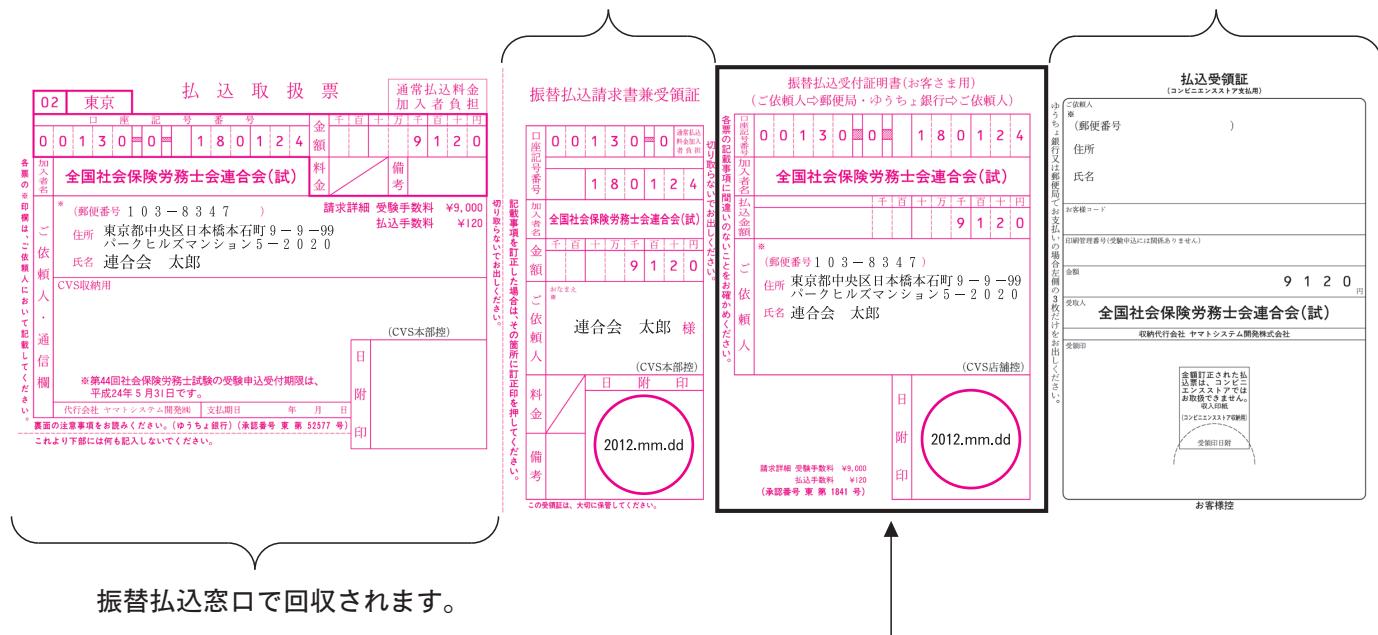
●郵便局（振替払込）を利用する場合

受験手数料払込用紙の所定欄に必要事項を記入して、郵便局・ゆうちょ銀行の振替払込受付窓口（有人窓口）へお渡しください。

※必ず郵便局・ゆうちょ銀行の振替払込受付窓口（有人窓口）から納付してください。ATM等機械から納付すると提出書類である「振替払込受付証明書（お客さま用）」が発行されません。

払込人の控えです。本票を領収証とします。

この用紙は使用しません。



- 「振替払込請求書兼受領証」と「振替払込受付証明書（お客さま用）」の2票が払込人に渡されます。
- 郵便局・ゆうちょ銀行店舗の日附印が押印されていることを確認してください。
- 「振替払込請求書兼受領証」を領収証とします。大切に保管してください。
- この「振替払込受付証明書（お客さま用）原本」を受験申込書（OCRシート）と一緒に提出してください。
(振替払込で納付した場合、この書類を提出しないと、受験できません。
(試験センター提出後は、お渡しできません)

A TMの使用は厳禁です。

ATMから納付された場合は、受験できない場合があります（ATM等機械から納付すると提出書類である「振替払込受付証明書（お客さま用）」が発行されず、正規の申込手続きができなくなります）。（3頁参照）

万が一、ATMから納付し、払込手数料に過払いが生じた場合は、払込人はこれを放棄したものとみなし、返金されない場合があります。

《 受験資格 》

●下記の留意事項および受験資格一覧表【表1】、【表2】の留意事項をご精読ください。

- 7頁の【表2】に掲げる書面（以下「表2の書面」という。）のうちいずれか1つを所持している方は、表2の書面を受験資格証明書として提出することができます。
- 受験資格証明書の氏名と現在の氏名が相違している場合は、申込み前3か月以内に発行された改姓したこと等を証明する個人事項証明書（戸籍抄本・原本）を添付してください。また、外国籍の方で、受験資格証明書に通称名を記入している場合は、必ず外国人登録原票記載事項証明書・原本を添付してください。
- 実務経験証明書の記入に当たっては、同封の「実務経験証明書用紙」の裏面をご覧ください。
- 受験資格一覧表【表1】に掲げる受験資格のうち、実務経験による受験資格は、受験資格コード「08」、「09」、「11」、「12」、「13」をまたがっての従事期間の通算はできません。
また、特定独立行政法人以外の独立行政法人、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人、国立大学法人における実務経験の期間と公務員として行政事務に従事した期間についても通算できません。
- 実務経験を受験資格とする方、免除資格を実務経験で証明する方及び受験資格コード「05」に該当する方は、試験センターホームページから証明書の様式をダウンロードできますので、ご利用ください。

受験資格一覧表【表1】

受験資格コード	受験資格	受験資格を有することを明らかにすることができる書面（証明書）	証明書に関する留意事項
0 1	学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わった者（4年制大学の卒業者）又は同法による短期大学若しくは高等専門学校（5年制）を卒業した者	次のいずれかとします。 ○卒業証明書又はその写し ○卒業証書の写し ○学位記の写し ○4年制大学の成績証明書又はその写し	○成績通知書、成績簿等は、証明書ではありませんので受け付けられません。 ○証明書を発行した学校の名称が変更されている場合は、変更前の名称を、廃校になっている場合は、その旨を証明書余白欄に直接記入してください。
0 2	上記の大学（短期大学を除く。）において62単位以上を修得した者（卒業認定単位以外の単位を除く。）	○4年制大学の成績証明書又はその写し	○外国語の証明書の場合は、必ず原文全てに和訳を記入するか、原文を完全に和訳した文書を添付してください。裏面に記載がある場合も同様です。
0 3	旧高等学校令（大正7年勅令第389号）による高等学校高等科、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学予科又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業し、又は修了した者	次のいずれかとします。 ○卒業証明書若しくは修了証明書又はその写し ○卒業証書の写し	○証明書の写しをとる場合は、下記の①～③に注意してください。 ①複写機により証明書の全面をコピー〔A4判（210ミリ×297ミリ）、縮小コピー可〕してください（欠けている部分がないようにコピーしてください。）。 ②印影がはっきりと見えるように濃くコピーしてください。 ③卒業証書等サイズが大きいために、1枚の用紙にコピーすることができない場合は、左記に掲げる証明書（卒業証明書）を取り寄せてください。（2枚に分けて複写したものを持ち合わせて1枚の用紙に複写しないでください。）
0 4	前記0 1又は0 3に掲げる学校等以外で、厚生労働大臣が認めた学校等を卒業し又は所定の課程を修了した者（8・9頁参照）	○卒業証書の写し	
0 5	修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が、1,700時間以上の専修学校の専門課程を修了した者	次のいずれかとします。 ○「専門士」若しくは「高度専門士」の称号が付与されていることを証明する書面又はその写し ○専修学校の専門課程の修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に要する総授業時間数が1,700時間以上であることを証明する書面又はその写し	○原則として当該試験に合格したことを証する書面又はその写しです。 ○免許証、任命書、辞令等は受け付けられない場合があります。 ○試験の合格発表に関する官報公告は不可。
0 6	社会保険労務士試験以外の国家試験のうち厚生労働大臣が認めた国家試験に合格した者（9頁参照）	当該試験に合格したことを証する書面又はその写し	
0 7	司法試験予備試験、旧法の規程による司法試験の第一次試験、旧司法試験の第一次試験又は高等試験予備試験に合格した者	当該勤務先等の事業主、代表者又はこれに代わるべき者が当該事務従事期間を証明する書面	
0 8	労働社会保険諸法令（17頁参照）の規定に基づいて設立された法人の役員（非常勤の者を除きます。）又は従業者として同法令の実施事務に従事した期間が通算して3年以上になる者	原則として当該任命権者が当該事務従事期間を証明する書面	○実務経験を証明する書類は必ず原本を提出してください（写しは不可）。 受験資格コード0 8に該当する方 ○労働社会保険諸法令の実施事務の内容を記入してください（ここでいう実施事務は受験資格コード1 3に該当する事務とは異なります）。また、証明者の役職印と社判が必要です。
0 9	国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間及び特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して3年以上になる者。（注）日本郵政公社の役員又は職員として従事した期間と民営化後（平成19年10月1日以後）の従事期間の通算はできません。 全国健康保険協会、日本年金機構の役員（非常勤の者を除く）又は従業者として社会保険諸法令の実施事務に従事した期間が通算して3年以上になる者（社会保険庁の職員として行政事務に従事した期間を含む）。	原則として当該任命権者が当該事務従事期間を証明する書面	受験資格コード0 9に該当する方 ○実務経験を証明する書類は詳細に記入してください（所属部署名、従事事務内容、従事した期間を古い順に記入）。また、証明者の役職印が必要です。 ○自衛官の方は、上記記載内容の他、所属部署ごとに階級を記入してください。

受験資格コード	受験資格	受験資格を有することを明らかにすることができる書面（証明書）	証明書に関する留意事項
1 0	行政書士となる資格を有する者	行政書士となる資格を有することを証する書面又はその写し	○合格証書、証票、会員証のうちいずれかの写しを提出してください。
1 1	社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人又は弁護士若しくは弁護士法人の業務の補助の事務に従事した期間が通算して3年以上になる者	当該社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人又は弁護士若しくは弁護士法人の当該事務従事期間を証明する書面	○実務経験を証明する書類は必ず原本を提出してください（写しは不可）。また、証明者の証明印（社判、役職印）が必要です。 ○社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人又は弁護士若しくは弁護士法人の補助者として従事した事務内容について具体的に記入してください。
1 2	労働組合の役員として労働組合の業務に専ら従事（いわゆる「専従」といいます。）した期間が通算して3年以上になる者又は会社その他の法人（法人でない社団又は財団を含み、労働組合を除きます。以下「法人等」といいます。）の役員として労務を担当した期間が通算して3年以上になる者	当該勤務先等の事業主、代表者又はこれに代わるべき者が当該業務従事期間等を証明する書面	○実務経験を証明する書類は必ず原本を提出してください（写しは不可）。また、証明者の役職印と社判が必要です。 ○労働組合の専従役員の方は、専従役員であることと、その役職名、専従役員としての業務を具体的に記入してください（兼務では受験資格として認められません。） ○法人等の役員の方は、労務担当役員であることと、その役職名、労務担当役員としての業務を具体的に記入してください（受験資格コード13に該当する事務とは異なります。）。
1 3	労働組合の職員又は法人等若しくは事業を営む個人の従業者として労働社会保険諸法令（17頁参照）に関する事務（ただし、このうち特別な判断を要しない単純な事務は除かれます。）に従事した期間が通算して3年以上になる者	当該勤務先等の事業主、代表者又はこれに代わるべき者が当該事務従事期間を証明する書面	○実務経験を証明する書類は必ず原本を提出してください（写しは不可）。また、証明者の役職印と社判が必要です。 ○実務経験を証明する書類は詳細に記入してください（所属部署名、従事事務内容、従事した期間を古い順に記入）。 ○1週間の労働時間が基準となる時間に満たない短時間労働者は受験資格に該当しません。
1 4	全国社会保険労務士会連合会において、個別の受験資格審査により、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者 (本規定は、具体的には学校教育法に定める高等学校を卒業した後、各種学校を卒業した者などが対象となります。中学校卒業、高等学校中退等は対象となりません。)	次の①～③のすべてが必要です。 ①各種学校又はその他国内外の教育施設等の修了証明書又はその写し ②当該教育施設等における単位修得証明書（修得科目名及び単位数が記載されているもの）又はその写し ③当該教育施設等のカリキュラム等又はその写し（当該教育施設等が発行したもので、修業年限、授業時間数、授業科目数、必要単位数等が記載されているもの）。	○個別審査では、各種学校又はその他国内外の教育施設等の修了者で、当該教育施設等における履修科目的種類、内容等の学習歴を総合的に審査し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力を有するかどうかを判定します。 したがって、教育施設等に在学中の方は、審査の対象から除かれます。 ○外国語の証明書の場合は、必ず原文全てに和訳を記入するか、原文を完全に和訳した文書を添付してください。裏面に記載がある場合も同様です。

*証明書が「開封無効」などと記載された封筒に入っている場合でも、受験申込者自身で封筒から取り出し、証明書のみを提出してください。

【表2】

受験資格コード	対象	受験資格を有することを明らかにすることができる書面（証明書）	証明書に関する留意事項
1 5	第41回～第43回のいずれかの社会保険労務士試験の受験票を所持している方	○第41回～第43回のいずれかの社会保険労務士試験の受験票の原本を提出（写し不可） 片面に「第XX回（平成XX年度）社会保険労務士試験受験票」の標題、その裏面に「お知らせ」が印刷されているものを提出	○第40回試験以前の受験票は使用できません。
	第41回～第43回のいずれかの社会保険労務士試験の成績（結果）通知書を所持している方	○第41回～第43回のいずれかの社会保険労務士試験の成績（結果）通知書の原本を提出（写し不可） 片面に「宛先（住所、氏名）」、その裏面に「第XX回（平成XX年度）社会保険労務士試験成績（結果）通知書」の標題が印刷されているものを提出	○第40回試験以前の成績（結果）通知書は使用できません。
1 6	社会保険労務士試験 試験科目の一部免除決定通知書を所持している方	○社会保険労務士試験 試験科目の一部免除決定通知書の写しを提出	○「社会保険労務士試験における免除科目のお知らせ」は使用できません。

*【表1】・【表2】に掲げる書面の氏名と現在の氏名が相違している場合は、申込み前3か月以内に発行された改姓したこと等を証明する個人事項証明書（戸籍抄本・原本）を添付してください（外国人の方は、外国人登録原票記載事項証明書・原本を添付してください）。

なお、戸籍抄本で氏名変更の変遷が確認できないときは、改製原戸籍など氏名変更の変遷が確認できる書類が必要となる場合があります。

*【表2】受験資格コード15の証明書(受験票、成績(結果)通知書)に記載の住所と現住所が相違していても問題はありません。

*【表2】に掲げる書面を所持していない方は、6・7頁の【表1】をご覧ください。

○厚生労働大臣が認めた学校等

(受験資格コード04関係)

- (1) 保健師学校、同養成所
(2) 助産師学校、同養成所
(3) 看護師学校、同養成所（旧甲種看護婦養成所を含むものとし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校の卒業（以下「新高卒」という。）を入学資格とする修業年限3年以上のもの。）
看護師学校、同養成所の進学課程（免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は「新高卒」の准看護師を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
旧看護婦養成所（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の卒業を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
※ 准看護師学校、同養成所は該当しないことに注意。
(備考) 上記の「保健師学校、同養成所」、「助産師学校、同養成所」、「看護師学校、同養成所」及び「准看護師学校、同養成所」は、それぞれ平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による「保健婦学校、同養成所」、「助産婦学校、同養成所」、「看護婦学校、同養成所」及び「准看護婦学校、同養成所」を含む。
- (4) 保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校
その他の施設
(5) 栄養士の養成施設
(6) 美容師養成施設（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの）
(7) 理容師養成施設（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの）
(8) 理学療法士学校、同養成施設
(9) 作業療法士学校、同養成施設
(10) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に係る学校、同養成施設（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの又は学校教育法による中学校の卒業を入学資格とする修業年限5年以上のもの。）
(11) 柔道整復師学校、同養成施設（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
(12) 言語聴覚士学校、同養成所
(13) 診療放射線技師学校、同養成所
(14) 旧診療エックス線技師学校、同養成所
(15) 臨床工学校、同養成所
(16) 臨床検査技師学校、同養成所
(17) 旧衛生検査技師学校、同養成所
(18) 視能訓練士学校、同養成所
(19) 義肢装具士学校、同養成所
(20) 歯科技工士学校、同養成所
(21) 歯科衛生士学校、同養成所
(22) 救急救命士学校、同養成所
(23) 社会福祉主事の養成機関（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
(24) 職業能力開発総合大学校の長期課程（旧職業能力開発大学校の長期課程、旧職業訓練大学校の長期課程、長期指導員訓練課程及び長期訓練課程並びに旧中央職業訓練所の長期訓練課程を含む。）
(25) 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発総合大学校の専門課程（旧職業訓練短期大学校の専門課程、専門訓練課程及び特別高等訓練課程（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）を含む。）
(26) 大学の別科（修業年限2年以上のもの。）
(27) 高等学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のもの）又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2以上のもの。）
- (備考) 上記の「特別支援学校」は、平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による「盲学校」、「ろう学校」及び「養護学校」を含む。
- (28) 修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数1,700時間以上の専修学校の専門課程（本規定での証明書は受験資格コード05の書面となります。卒業証書・卒業証明書・修了証明書では受付（受験）できない場合があります。）
(29) 外国における大学等の卒業者（通算修業年数が14年以上となるもの。）
(30) 旧朝鮮教育令、旧台湾教育令、旧閏東州令、在満帝国臣民教育令又は大正10年勅令第328号（旧外地教育令）による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校、師範学校又は中等教員養成所
(31) 旧図書館職員養成所
(32) 養護教諭養成機関
(33) 幼稚園教諭養成機関
(34) 小学校教員養成機関
(35) 中学校教員養成機関
(36) 盲学校教員養成機関
(37) 旧国立工業教員養成所
(38) 旧国立養護教諭養成所
(39) 旧東京美術学校師範科又は本科
(40) 旧東京音楽学校の本科又は甲種師範科
(41) 旧高等師範学校又は女子高等師範学校
(42) 旧東京農業教育専門学校
(43) 旧師範学校又は青年師範学校
(44) 旧高等女学校の高等科又は専攻科
(45) 旧東京盲学校師範部甲種
(46) 旧東京ろう学校師範部の普通科甲又は技芸科
(47) 旧臨時教員養成所
(48) 旧青年学校教員養成所
(49) 旧実業補修学校教員養成所
(50) 旧実業学校教員養成所
(51) 都道府県農業講習所（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
(52) 都道府県林業講習所（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
(53) 都道府県蚕業講習所（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
(54) 農林水産省（省名変更前の農林省を含む。）の果樹試験場又は野菜・茶業試験場の農業技術研修課程（旧農業技術研究所若しくは旧農業試験場、旧園芸試験場、旧野菜試験場又は旧茶業試験場の農業技術研修課程を含むものとし、「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
(55) 鯉淵学園本科
(56) 旧高等農事講習所本科
(57) 水産大学校
(58) 旧水産講習所遠洋漁業科、専攻科又は本科
(59) 旧函館水産専門学校的遠洋漁業科又は専攻科
(60) 旧鉄道教習所専門部（専門部と同等とみなされる部及び科を含む。）
(61) 旧日本国有鉄道中央鉄道学園の大学課程（「新高卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの。）
(62) 海上保安大学校本科
(63) 海上保安学校灯台科又は本科（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
(64) 海技大学校本科
(65) 旧高等商船学校本科又は専科
(66) 旧商船学校（席上課程及び実習課程を含む。）
(67) 旧商船高等学校（席上課程及び実習課程を含む。）
(68) 航空大学校

- (69) 航空保安大学校本科
- (70) 旧航空保安職員研修所本科
- (71) 気象大学校大学部（旧気象庁研修所高等部を含む。）
- (72) 旧中央気象台技術官養成所本科
- (73) 旧高等通信講習所本科又は旧無線電信講習所
- (74) 旧電信協会管理無線電信講習所本科
- (75) 旧無線電信講習所の高等科第3部、普通科第1部又は本科
- (76) 旧通信官吏練習所（旧通信院官吏練習所を含む。）の技術科、行政科又は無線通信科
- (77) 旧日本電信電話公社中央電気通信学園高等部（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
- (78) 旧建設省地理調査所技術員養成所普通科
- (79) 防衛大学校
- (80) 旧陸軍士官学校（旧陸軍航空士官学校を含む。）
- (81) 旧陸軍経理学校
- (82) 旧陸軍造兵廠、旧陸軍航空廠、旧陸軍航空工廠、又は旧陸軍燃料廠の技能者養成所技術員科
- (83) 旧海軍兵学校
- (84) 旧海軍機関学校
- (85) 旧海軍経理学校
- (86) 旧海軍工作所工員養成所（教習所を含む。）の補習科、専習科又は高等科
- (87) 旧海軍技手養成所
- (88) 旧満州開拓義勇隊国立開拓指導員訓練所

○厚生労働大臣が認めた国家試験 (受験資格コード06関係)

- (1) 国家公務員採用I種、II種及びIII種（行政事務及び税務に限る。）試験（旧上級（甲種・乙種）、中級及び初級を含む。）
- (2) 旧青少年矯正職員採用上級（甲種・乙種）試験
- (3) 旧保護観察職員採用上級（甲種・乙種）試験
- (4) 旧国立学校図書専門採用上級（甲種・乙種）及び中級試験
- (5) 旧外務公務員採用I種及び上級試験
- (6) 労働基準監督官採用試験
- (7) 航空管制官採用試験
- (8) 外務省専門職員採用試験
- (9) 国税専門官採用試験
- (10) 国会議員政策担当秘書試験
- (11) 衆議院事務局職員採用I種、II種及びIII種試験
- (12) 衆議院法制局職員採用I種試験
- (13) 参議院事務局職員採用I種、II種及びIII種試験
- (14) 参議院法制局職員採用I種試験
- (15) 防衛省職員採用I種、II種及びIII種（一般事務に限る。）試験
- (16) 自衛官採用試験（2等陸・海・空士）
- (17) 一般曹候補生採用試験（旧一般曹候補学生採用試験、旧曹候補士採用試験を含む。）
- (18) 自衛隊幹部候補生採用試験
- (19) 入国警備官採用試験
- (20) 皇宮護衛官採用試験
- (21) 裁判所事務官採用I種、II種及びIII種試験
- (22) 家庭裁判所調査官補採用I種試験
- (23) 刑務官採用試験
- (24) 法務教官採用試験
- (25) 国立国会図書館職員採用I種、II種及びIII種試験
- (26) 司法試験第2次試験
- (27) 公認会計士試験（旧公認会計士試験第1次・第2次試験を含む。）
- (28) 不動産鑑定士試験（旧不動産鑑定士試験第1次・第2次試験を含む。）
- (29) 弁理士試験

- (30) 税理士試験
- (31) 旧栄養士試験
- (32) 旧薬剤師規則による薬剤師試験
- (33) 旧獣医試験規則による獣医試験
- (34) 旧電気事業主任技術者資格検定規則による第1種・第2種資格検定試験
- (35) 旧外務書記生試験規則又は旧外務省留学生規則による試験
- (36) 旧専門学校卒業程度検定規程による検定試験
- (37) 旧高等学校高等科学力検定規程による検定試験
- (38) 技術士試験第2次試験（旧技術士予備試験を含む。）
- (39) 1級総合無線通信士試験（旧1級無線通信士試験を含む。）
- (40) 1級陸上無線技術士試験（旧1級無線技術士試験を含む。）
- (41) 1級建築士試験
- (42) 第1種・第2種電気主任技術者試験
- (43) 司法書士試験
- (44) 土地家屋調査士試験
- (45) 学芸員資格認定試験
- (46) 中小企業診断士試験（旧中小企業診断士試験を含む。）
- (47) 情報処理技術者試験（ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ITサービスマネージャ試験、システム監査技術者試験、システムアナリスト試験、アプリケーションエンジニア試験、テクニカルエンジニア（ネットワーク・データベース・システム管理・エンベデッドシステム・情報セキュリティ）試験、上級システムアドミニストレータ試験、システム運用管理エンジニア試験、プロジェクトエンジニア試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、マイコン応用システムエンジニア試験、情報処理システム監査技術者試験、特種情報処理技術者試験、オンライン情報処理技術者試験に限る。）
- (48) ガス主任技術者試験
- (49) 高圧ガス製造保安責任者試験（甲種、第一種冷凍機械に限る。）
- (50) 原子炉主任技術者試験
- (51) 核燃料取扱主任者試験
- (52) 労働安全コンサルタント試験
- (53) 労働衛生コンサルタント試験
- (54) 特級ボイラー技士試験
- (55) 土地改良換地土資格試験
- (56) 凈化槽設備士試験
- (57) 気象予報士試験
- (58) 通訳案内士試験（旧通訳案内業試験を含む。）
- (59) 建築設備士試験
- (60) 海事代理士試験
- (61) 各級海技士国家試験（航海・機関・通信・電子通信）
- (62) 各級内燃機関海技士国家試験
- (63) 3級船橋当直海技士国家試験
- (64) 3級機関当直海技士国家試験
- (65) 各級水先人試験
- (66) 金融窓口サービス技能検定1級・2級試験（テラー業務、金融商品コンサルティング業務）
- (67) キャリア・コンサルティング技能検定1級・2級試験
- (68) 知的財産管理技能検定1級試験
- (69) 土地区画整理士技術検定試験
- (70) 1級建設機械施工技士検定試験
- (71) 1級・2級建築施工管理技士検定試験
- (72) 1級・2級電気工事施工管理技士検定試験
- (73) 1級・2級土木施工管理技士検定試験
- (74) 1級・2級管工事施工管理技士検定試験
- (75) 1級・2級造園施工管理技士試験

《 試験地・試験会場一覧 》

●試験地・試験会場についての注意事項

- 1 希望試験会場の受付は申込みの受付順になります。なお、各会場の収容人数に制限がありますので、定員に達した場合にはご希望に添えないことがあります。この場合は、試験センターが指定する試験会場になりますのであらかじめご了承ください。また、試験会場は、都合により変更する場合がありますのであらかじめご了承ください（この一覧に記載のある会場であっても希望者数が少ない場合などは使用しないこともあります。また、会場側の都合により使用できなくなる場合があります。）。
- 2 首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、近畿地方（京都府、大阪府、兵庫県）の会場は、他の地域と比べて受験希望者数が多いため、受付開始日当日に速やかに受験申込み手続をされた場合であっても、特定の会場に希望が集中し、ご希望に添えない可能性が高いので、あらかじめご了承ください。よって、「試験地」がご希望の試験地と異なり、他の都県・府県になる場合があります。
- 3 各会場の収容予定人数は、急遽、会場施設の保全・改修工事等の都合により変動するため、あらかじめご案内することができません。特に「東京都」の試験会場については、収容予定人数の変動が大きい場合があります。よって、受付開始日当日に速やかに受験申込み手続をされた場合であっても、特定の会場に希望が集中し、必ずしもご希望の会場とならない場合があります。
- 4 受験申込者数及び会場収容人数の変動によっては、この一覧に記載のない試験センターが指定する会場となる場合もあります。
- 5 実際に試験を受ける会場は、平成24年8月上旬に郵送する受験票に記載してお知らせいたします。試験会場に関する事前の照会には応じられません。
- 6 試験会場への直接のお問い合わせは絶対に行わないでください。
- 7 試験会場への来場は、公共交通機関を利用して下さい（バス等の所要時間は、あくまでも目安ですので、試験日は余裕をもってお出かけください）。
- 8 自家用車での来場はご遠慮ください（全試験会場とも駐車場がある場合でも駐車はできません）。
- 9 冷房設備は全試験会場にあります（岩手大学を除く）。
- 10 受験申込書提出後、住所の変更等やむを得ない理由により試験地を変更しようとする場合は、平成24年6月29日（金）17：30までに、あらかじめ試験センターへお問い合わせください（試験地変更の取扱いは厳格に行います。試験センターの指示に従い必要書類等が準備できないときは認められない場合があります）。ただし、平成24年6月29日（金）17：30以降の変更は一切認められません。
- 11 試験日の試験会場への入場時刻は、8：10からです。この時間より早く来場されても入場できませんのでご注意ください。

試験地	試験会場コード	試験会場名	所在地	交通機関（平成24年3月現在）
北海道	0 1	札幌コンベンションセンター	札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1	○札幌市営地下鉄東西線「東札幌駅」下車1番出口から徒歩約8分 ○JR札幌駅からJRバス約18分「札幌コンベンションセンター」下車
岩手県	0 2	岩手大学（冷房設備なし）	盛岡市上田3-18-8	○盛岡駅前バスター・ミナル11番乗場から上田線「松園バスター・ミナル行」、桜台団地線「桜台団地行」乗車「岩手大学前」下車
宮城県	0 3	夢メッセみやぎ	仙台市宮城野区港3-1-7	○JR仙石線「多賀城駅」から臨時運行バスで約15分（このバスは試験日のみの特別運行（本数は少数）です。集合時間、試験終了時間にあわせて運行します）。
山形県	0 4	山形ビッグウイング（山形国際交流プラザ）	山形市平久保100	○山形駅より県立中央病院行バスで約20分「ビッグウイング前」下車 ○山形駅西口より臨時運行バスで約20分
群馬県	0 5	共愛学園前橋国際大学	前橋市小屋原町1154-4	○JR両毛線「駒形駅」下車徒歩約10分
	0 6	共愛学園高等学校	前橋市小屋原町1115-3	○JR両毛線「駒形駅」下車徒歩約10分
※首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の会場をご希望の場合は、特に上記の「●試験地・試験会場についての注意事項1～4」にご留意ください。				
埼玉県	0 7	獨協大学	草加市学園町1-1	○東武伊勢崎線「松原団地駅」下車徒歩約5分
千葉県	0 8	幕張メッセ国際展示場	千葉市美浜区中瀬2-1	○JR京葉線「海浜幕張駅」南口下車徒歩約10分
東京都	0 9	日本大学法学部	千代田区三崎町2-3-1	○JR中央線・総武線「水道橋駅」下車徒歩約5分 ○都営地下鉄三田線「水道橋駅」下車徒歩約6分
	1 0	日本大学経済学部	千代田区三崎町1-3-2	○東京メトロ半蔵門線、都営地下鉄三田線・新宿線「神保町駅」下車徒歩約6分
	1 1	明治学院大学白金キャンパス	港区白金台1-2-37	○東京メトロ南北線、都営地下鉄三田線「白金台駅」、「白金高輪駅」、都営地下鉄浅草線「高輪台駅」下車徒歩約7分 ○JR線「品川駅・目黒駅」から都営バス「明治学院前」下車
	1 2	目白大学新宿キャンパス	新宿区中落合4-31-1	○西武新宿線、都営地下鉄大江戸線「中井駅」下車徒歩約8分 ○都営地下鉄大江戸線「落合南長崎駅」下車徒歩約10分 ○東京メトロ東西線「落合駅」下車徒歩約12分
	1 3	東京国際展示場西展示棟ホール	江東区有明3-21-1	○ゆりかもめ「国際展示場正門前駅」下車徒歩約10分 ○りんかい線「国際展示場駅」下車徒歩約20分

試験地	試験会場コード	試験会場名	所在地	交通機関（平成24年3月現在）
神奈川県	1 4	パシフィコ横浜	横浜市西区 みなとみらい1-1-1	○JR京浜東北線「桜木町駅」下車徒歩約15分 ○横浜高速鉄道みなとみらい線「みなとみらい駅」下車徒歩約5分 ○横浜市営地下鉄「桜木町駅」下車徒歩約20分
	1 5	青山学院大学 相模原キャンパス	相模原市中央区 淵野辺5-10-1	○JR横浜線「淵野辺駅」下車徒歩約10分
石川県	1 6	金沢工業大学	野々市市扇が丘 7-1	○JR北陸本線「金沢駅」東口バスター・ミナル8番乗場から集合時間、試験終了時間に合わせて臨時運行します。詳しくは北陸鉄道ホームページをご覧ください。
	1 7	石川県地場産業 振興センター	金沢市鞍月2-1	○北鉄バス 金沢駅西口、大桑住宅、香林坊、上荒屋西発、「工業試験場行」又は「消費生活支援センター行」乗車、「工業試験場」下車
静岡県	1 8	静岡大学	静岡市駿河区大谷 836	○しづてつジャストラインバスJR静岡駅北口（8番乗場）美和大谷線「静岡大学」又は「東大谷」行き約25分、「静大前」又は「片山」下車徒歩約8分
愛知県	1 9	名古屋学院大学 名古屋キャンパス 白鳥学舎（日比野学舎ではありません）	名古屋市熱田区熱 田西町1-25	○地下鉄名港線「日比野駅」下車徒歩約8分 ○地下鉄名城線「西高蔵駅」下車徒歩約8分
	2 0	名古屋工業大学	名古屋市昭和区 御器所町	○JR中央本線「鶴舞駅」下車徒歩約7分 ○地下鉄鶴舞線「鶴舞駅」下車徒歩約10分
	2 1	名城大学 天白キャンパス	名古屋市天白区 塩釜口1-501	○名古屋市営地下鉄鶴舞線「塩釜口駅」下車徒歩約8分
※近畿地方（京都府、大阪府、兵庫県）の会場をご希望の場合は、特に上記の「●試験地・試験会場についての注意事項 1～4」にご留意ください。				
京都府	2 2	京都産業大学	京都市北区 上賀茂本山	○地下鉄「国際会館駅」から京都バス「京都産業大学前」下車 ○地下鉄「北大路駅」から市バス又は京都バス「京都産大前」下車
	2 3	立命館大学 衣笠キャンパス	京都市北区等持院 北町56-1	○市バス・JRバス「立命館大学前」下車 ○市バス「衣笠校前」下車徒歩約10分 ○京福電鉄嵐山本線・北野線「龍安寺駅」、「等持院駅」下車徒歩約6分
大阪府	2 4	関西大学 千里山キャンパス	吹田市山手町 3-3-35	○阪急電鉄千里線「関大前駅」下車徒歩約10分
	2 5	桃山学院大学	和泉市まなび野 1-1	○泉北高速鉄道「和泉中央駅」下車徒歩約15分
兵庫県	2 6	甲南大学 岡本キャンパス	神戸市東灘区 岡本8-9-1	○JR神戸線「摂津本山駅」下車徒歩約12分 ○阪急神戸線「岡本駅」下車徒歩約10分
岡山県	2 7	岡山理科大学	岡山市北区 理大町1-1	○JR津山線「法界院駅」下車徒歩約20分 ○正門着=JR岡山駅西口（22番乗場）から岡電バス「47岡山理科大学」行で約20分（同じ乗場から臨時バスが出ます。）
広島県	2 8	広島工業大学 専門学校	広島市西区 福島町2-1-1	○広島電鉄宮島線又は市内3番線利用「西観音町」下車徒歩約1分 ○「西広島駅」下車徒歩約8分
香川県	2 9	高松大学	高松市春日町960	○ことでん志度線「春日川駅」下車徒歩約20分 ○JR高徳線「木太町駅」下車徒歩約15分
	3 0	英明高等学校 亀岡学舎	高松市亀岡町1-10	○JR高徳線「栗林公園北口駅」下車徒歩約5分 ○ことでん「瓦町駅」または「栗林公園駅」下車徒歩約15分 ○ことでんバス「八本松」バス停下車徒歩約1分
福岡県	3 1	九州産業大学	福岡市東区 松香台2-3-1	○JR鹿児島本線「九産大前駅」下車徒歩約10分 ○西鉄バス「産業大学南口」下車徒歩約2分
	3 2	九州国際大学	北九州市八幡東区 平野1-6-1	○JR鹿児島本線「八幡駅」下車徒歩約10分
熊本県	3 3	熊本大学	熊本市黒髪2-40-1	○JR熊本駅・交通センターから産交バス「楠団地」、「武蔵ヶ丘」、「大津」行き等「熊本大学前」下車
沖縄県	3 4	沖縄産業支援セ ンター	那覇市字小禄 1831-1	○那覇バスター・ミナル向かい国税庁舎前の旭橋バス停から89番糸満線で約10分「金城バス停」下車徒歩約3分 ○モノレール 那覇空港駅から約5分「小禄駅」下車徒歩約15分

※天災事変等により、この一覧に記載の会場が使用できなくなる場合があります。

※試験地「岩手県」、「山形県」は、東日本大震災の影響により設置したものであり、来年度以降も設置することを保証するものではありません。

※試験当日、電力事情により万が一、停電となった場合についても、原則として試験を実施いたします。停電により空調等が使用できなくなる可能性があるため、当日は軽装等体温調整が可能な服装とし、熱中症の予防のため、体を冷やすもの、水分・塩分を摂取できるもの（ペットボトルのスポーツドリンク等）等を持参するなどの備えを行ってください。

《「受験申込書」の記入要領》

●記入上の注意点

- 1 この用紙は、機械で処理しますので、破いたり、汚したりしないでください。また、送付するときに、折り目を変えないでください。
- 2 黒のボールペンを使用して楷書で記入してください（鉛筆、万年筆、水性サインペンは使用しないでください）。
- 3 受験申込書の記入例（13頁）を参照のうえ、各枠に収まる程度の大きさで丁寧に記入してください。
- 4 誤記を訂正する場合は二重線で消し、次の枠又は当該枠のうえに書き直してください（修正液は使用しないでください）。
- 5 受験申込書中段の⑬、⑭は試験科目の免除を申請する方のみ記入してください。

- ① 希望試験地は、10・11頁の試験地・試験会場一覧から希望する試験地（都道府県名）ひとつを漢字・左詰で記入してください。
- ② 希望試験会場コードは、10・11頁の試験地・試験会場一覧を参照し、試験会場コード2桁を記入してください（試験地ひとつに対し試験会場がひとつしかない場合でも必ず記入してください）。試験会場コードの記入がない場合は、試験会場の希望がないものとして、試験センターの指定した試験会場となる場合があります。
- ③ 氏名（カタカナ）は、濁点・半濁点・長音符がある場合は、それぞれ1文字として記入してください（例：レンゴウカイキヨウコ=11文字）。ヤユヨなどは小文字ではなく大文字「ヤユヨ」で記入してください。
氏名（漢字）は、姓と名の間を、1字あけ、戸籍どおりの漢字・仮名で記入してください。
- ④ 郵便番号は、7桁全部を記入してください。
- ⑤ 電話番号は、受験申込書類等に不備があった場合、試験センターからの通知文書が送達できない場合の照会の際に使用しますので、昼間、確実に連絡のとれる電話番号を、市外局番・市内局番・番号ごとに左詰で必ず記入してください（携帯電話・PHS可）。
- ⑥ 住所は、必ず、都道府県名から記入し、番地等の数字が2桁以上の場合は、1マスに1桁として記入してください。濁音・半濁音・長音がある場合は、1文字として記入してください（例：パークヒルズマンション=11文字）
- ⑦ 生年月日は、西暦の4桁を記入し、月日が1桁の場合は、0を付し2桁にして記入してください（例：昭和45年1月1日→1970 01 01）。（生年の西暦は、下記の西暦早見表を参照してください。）
- ⑧ 年齢は、平成24年5月末日現在のものを記入してください。
- ⑨ 性別は、該当する欄にレ点を記入してください。
- ⑩ 受験資格コードは、6・7頁の表1、表2を参照し、該当するコード番号2桁を、必ず記入してください。
- ⑪ 受験資格証明書を、第41回～第43回のいずれかの社会保険労務士試験の受験票又は成績（結果）通知書で提出する方は、当該受験票又は成績（結果）通知書に記載されている試験の回次、受験番号を記入してください（第40回試験以前の受験票又は成績（結果）通知書は使用できません）。
- ⑫ 特別措置コードは、特別な措置を必要としない方は、「00」を記入してください。受験に際し、特別の措置を希望する方は、20頁の特別措置コード表を参照し、該当するコード番号2桁を記入してください。なお、未記入の場合は、「00」とみなす特別の措置ができません。
- ⑬ 既に免除決定を受けている方が、免除決定通知書番号を記入する欄です。免除決定通知書番号が6桁の場合は、必ず、右詰で記入してください（免除決定通知書番号とは、旧厚生省、旧労働省及び全国社会保険労務士会連合会からの免除決定通知書に付されている番号であり、連合会が実施している「社会保険労務士試験試験科目免除指定講習」の修了証の番号ではありません）。
- ⑭ 新たに免除申請を行う方が記入する欄です。免除を申請する試験科目のチェック欄にレ点を記入し、免除資格事由欄に18・19頁の試験科目の一部免除資格者一覧のうち該当する事由を記入してください。
- ⑮ 写真（白黒・カラーのいずれも可）は、縦4.5cm、横3.5cmのふちの無いもので申込み前3か月以内に撮影した背景無地、無帽、正面顔、肩から上が写ったものとし、裏面に住所・氏名を記入した上で所定の欄にのりづけしてください（家庭用プリンターを使用したものは不可。カラーコピー、スナップ写真を切り抜いたもの、デジタル画像で画像の粗いもの、不鮮明であったり、顔の部分が小さいものは不可。ヘッドホン・イヤホンの着用不可。）。また、試験中に眼鏡を着用する方は、眼鏡を着用した写真をのりづけしてください。

《西暦早見表（抜粋）》

和暦	西暦	和暦	西暦										
昭和 5	1930	昭和14	1939	昭和23	1948	昭和32	1957	昭和41	1966	昭和50	1975	昭和59	1984
6	1931	15	1940	24	1949	33	1958	42	1967	51	1976	60	1985
7	1932	16	1941	25	1950	34	1959	43	1968	52	1977	61	1986
8	1933	17	1942	26	1951	35	1960	44	1969	53	1978	62	1987
9	1934	18	1943	27	1952	36	1961	45	1970	54	1979	63	1988
10	1935	19	1944	28	1953	37	1962	46	1971	55	1980	昭和64、平成元	1989
11	1936	20	1945	29	1954	38	1963	47	1972	56	1981	平成 2	1990
12	1937	21	1946	30	1955	39	1964	48	1973	57	1982	3	1991
13	1938	22	1947	31	1956	40	1965	49	1974	58	1983	4	1992

《受験申込書の記入例》

氏名（カタカナ） 欄の濁点・半濁点・長音符はそれぞれ1文字として記入してください。また、「ヤユヨ」などは小文字ではなく、大文字「ヤユヨ」で記入してください。

(例：レンゴウカイキヨウコ=11文字)

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11

電話番号は携帯・PHS可です。昼間連絡のとれる番号を必ず記入してください。

住所欄の濁音・半濁音・長音は、1文字として記入してください。

(例：パークヒルズマンション=11文字)

2012 第44回 社会保険労務士試験受験申込書 社会保険労務士試験試験科免除申請書											
希望試験地 東京都 希望試験会場コード 13											
③ 戸籍の漢字・仮名 氏名（カタカナ） レンゴウカイキヨウコ											
④ 試験センターからの連絡先は日本国内に限ります。 郵便番号（7ヶタ） 103-8347											
⑤ 住所 東京都中央区日本橋本石町9-9-99 ペークヒルズマンション5-2020											
⑥ 生年月日 1970年1月1日 年齢 42 歳性別 男 女											
⑦ 受験資格コード 15 特別措置コード 00											
⑧ 既に免除決定を受けている者の記入欄 ※既に受けた免除決定通知書番号を記入すること。 既に免除決定を受けた試験科目 免除決定通知書番号 労働基準法及び労働安全衛生法 労働者災害補償保険法 雇用保険法 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 健康保険法 厚生年金保険法 国民年金法 労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識											
⑨ 新たに免除申請を行う者の記入欄 ※チェック欄に印を記入すること。 免除を申請する試験科目 労働基準法及び労働安全衛生法 労働者災害補償保険法 雇用保険法 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 健康保険法 厚生年金保険法 国民年金法 労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識											
⑩ 受験資格を証明する書類として「受験票」又は「成績（結果）通知書」を提出する方の記入欄 今回提出する「受験票」又は「成績（結果）通知書」に記載されている試験の回次、受験番号を記入して下さい。 回次 第43回 受験番号 987654321 免除申請事由 免除資格者一覧の「イ」に該当。 公務員として労働諸法令に関する施行事務15年											
⑪ (写真貼付欄) 1. 受験の申込み前3か月以内に撮影した、白黒かカラーのいずれも可。 2. サイズが小さい、不鮮明など不適当なものは再提出が必要になる場合があります。 3. 刺がれ落ちないようにしっかりと「のりつけ」してください（セロテープでの貼り付けは厳禁です）。 4. のりつけの際は「(写真貼付欄)」の欄外（特に右側）に、はみ出さないように貼り付けてください。											
⑫ 特別な措置を必要としない方は「00」を記入してください。 20頁上段参照											
⑬ この欄は、記入しないでください。											
⑭ 下記は記入しないで下さい。 申込書番号 1234567 OCRシート 受験資格書類 写真 振替納付書 申込書番号 なし 不備 審査済 記入例 1234567890ツシ											
⑮ 貼付欄外にはみ出さないようにしっかりとのりづけしてください。 セロハンテープは絶対に使用しないでください。											

●注意事項

- ⑬・⑭に記入のない方は、試験科目について試験の免除を申請しない者とみなします。
⑬または⑭、あるいは⑬・⑭のいずれにも記入のある方は、試験科目について試験の免除を申請した者とみなします。

※受験申込書には、写真以外の書類を貼付しないでください。

※印刷の都合上、記入例の色と現物の色とは異なります。

《 試験科目の免除申請 》

●試験科目の一部免除

社会保険労務士法別表第2の免除資格者（18・19頁参照）に該当する方は、その申請により、当該試験科目の免除が決定された試験科目について試験が免除されます。

●試験科目の免除申請の方法

社会保険労務士試験試験科目免除申請書は受験申込書と同一の用紙（OCRシート）となっています。試験科目の免除を申請する方は下記の留意事項をご精読のうえ、受験の申込みと同時に免除申請をしてください。

※免除申請の結果の通知は、平成24年8月上旬に受験票とは別便で郵送します。平成24年8月7日（火）までに届かない場合は、平成24年8月10日（金）までに試験センターへご連絡ください（ご連絡のない場合は、到着したものとみなします）。なお、審査の結果、申請科目の全部又は一部が免除資格に該当しない場合であっても、受験資格がある場合は、受験申込みの取消し及び受験手数料の返金はできませんので、あらかじめご了承ください。

●次回以降試験での免除申請の選択について

試験年度毎に免除申請をするか、しないかは免除資格者ご自身の選択によって行うことができます。

過去の社会保険労務士試験において免除申請を行い免除科目の決定を受けた方（以下、「既免（すでめん）」という。）は、その試験科目の免除決定は試験合格まで生涯有効です。

既免の方が、免除申請をする場合は、受験申込書の「既に免除決定を受けている者の記入欄」の免除申請を行う科目に「免除決定通知書番号」を記入してください。免除申請を行わない場合は、手続きは不要です。

過去の社会保険労務士試験において免除の決定を受けたことがなく、今回試験で免除申請を行う方が、免除科目の決定を受け（以下、「新免」という。）、今回試験で不合格となった場合、次回以降の試験では既免の扱いとなります。

既免の方が、既に免除決定を受けている科目とは別の科目を免除申請する場合は、科目追加（以下、「追加」という。）になります、当該申込年度は、既免であり新免（追加）となります。

※免除申請の具体的な方法は、試験科目の免除申請に関する留意事項（15～17頁）、「受験申込書」の記入要領、受験申込書の記入例（12・13頁）をご精読ください。

※試験科目の免除決定は生涯有効ですが、免除決定を受けた科目を変更することはできません。

※過去に免除科目の決定を受けたのち、氏名変更があった場合は、個人事項証明書（戸籍抄本・原本）を添付してください（申込み前3か月以内に発行されたものに限る）。

●免除申請の種別と申請方法

新免、既免、追加の違いにより、受験申込書の記入欄と記入内容・提出書類が次のとおり異なります（15頁参照）。

申請種別	受験申込書の記入欄	記入する内容	免除資格証明書類
新免	A. 新たに免除申請を行う者の記入欄 B. 免除申請事由	D. 今回試験で免除申請する試験科目にレ印 E. 試験科目の一部免除資格者一覧に該当する事由	実務経験証明書 又は※2参照
既免	C. 既に免除決定を受けている者の記入欄の今回試験で免除を希望する科目	F. 今回試験で免除を希望する科目に免除決定通知書番号を記入	不要（ただし、受験資格証明書は必須）
追加	上記A～Cの全て	上記D～Fの全て	実務経験証明書 又は※2参照

※1 既免の方が、既に免除決定を受けている科目について再度新たに免除申請を行った場合（新たに免除申請を行う者の記入欄への記入）は、当該科目の二重申請となり免除を受けられなくなる場合があります（過去に免除決定を受けた科目的「既に免除決定を受けている者の記入欄」の今回試験で免除を希望する科目に免除決定通知書番号を記入してください）。

※2 労働基準監督官採用試験合格通知書、司法試験合格者で労働法を選択したことを証する書面（旧法の規定による司法試験第2次試験に合格したもので労働法を選択したものであることを証する書面）

●科目免除者への配点

試験科目を免除された方には、選択式試験及び択一式試験それぞれに以下の計算方法で算出された点数を免除された科目に配点します。

合否の判断は、免除科目の配点得点に受験した科目の得点を加えた合計点と、受験した科目の得点が、それぞれの合格基準を上回った場合に合格となります。

●配点の計算方法

選択式試験の免除科目の配点 = 総得点の合格基準点 ÷ 40点（満点）× 免除となる科目的満点

択一式試験の免除科目の配点 = 総得点の合格基準点 ÷ 70点（満点）× 免除となる科目的満点

※「総得点の合格基準点」は、試験年度によって異なる場合があります。

（例）選択式試験の総得点の合格基準点が25点の場合

$$25 \text{点} \div 40 \text{点} \times 5 \text{点} = \text{免除となる科目に } 3.1 \text{点を配点}$$

択一式試験の総得点の合格基準点が44点の場合

$$44 \text{点} \div 70 \text{点} \times 10 \text{点} = \text{免除となる科目に } 6.3 \text{点を配点}$$

（いずれも小数点以下第2位を四捨五入します。）

択一式試験の「労働者災害補償保険法」及び「雇用保険法」には、10問中3問づつ「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」が含まれるため、「労働者災害補償保険法」及び「雇用保険法」は満点を7点とし、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」は満点を6点として計算します。

以上のことから、合格に必要な総得点の合格基準点を免除科目の得点とみなすこととなるため、受験した科目において免除科目への配点以上の得点をしないと総得点の合格基準点に達しない場合がありますので、ご理解のうえ科目免除を申請してください。なお、配点結果に関しての事後照会には応じられません。

●試験科目の免除申請に関する留意事項

<p><既に免除決定を受けている場合></p> <p>略称：既免</p> <p style="text-align: center;">すでに記入欄に記入して下さい。</p>	<p>①旧厚生省、旧労働省及び全国社会保険労務士会連合会からの免除決定通知書に付されている番号（免除決定通知書番号）を受験申込書の「既に免除決定を受けている者の記入欄」の今回の試験で免除を受けたい科目的免除決定通知書番号欄に記入してください。 ※既に免除決定を受けている今回の試験で免除を受けたい科目的免除決定通知書番号欄に記入のないものは免除申請を行ったことにはならず免除決定を受けることができません。</p> <p>②免除資格を証明する書類は必要ありません。ただし、受験資格を証明する書類は提出する必要があります。 (既に免除決定を受けた試験科目が失業保険法である場合には雇用保険法、健康保険法及び日雇労働者健康保険法である場合には健康保険法、国民年金法及び通算年金通則法である場合には国民年金法、労働及び社会保険に関する一般常識である場合には労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識の各該当欄に免除決定通知書番号を記入してください。)</p>
<p><新たに免除申請を行う場合></p> <p>略称：新免</p> <p style="text-align: center;">既に記入欄に記入して下さい。</p>	<p>①受験申込書の「新たに免除申請を行う者の記入欄」の免除を申請する試験科目のチェック欄にレ点を記入してください。 ②受験申込書の「免除申請事由」に18・19頁の試験科目の一部免除資格者一覧のうち該当する事由を記入してください。 ※免除申請事由のみを記入し、科目的チェック欄に記入のないものは免除申請を行ったことにはならず免除決定を受けることができません。</p> <p>③受験資格証明書とは別に免除資格を証明する書類が必要です。なお、受験資格と免除資格を証明する書類が同じ場合であっても、受験資格証明用として1部、免除資格証明用として1部、計2部の証明書が必要です（実務経験の場合は、「実務経験証明書」をそれぞれ原本で提出してください）。</p> <p>※実務経験証明書が複数ページになる場合は、各ページに証明印を押すか、あるいは、証明書の左側を2ヶ所ホチキスで留め、ページとページの間すべてに証明者の割印を押印してください。</p> <p>④免除資格を実務経験により証明する場合は、所属部署名・従事した事務内容・従事期間を古い順に詳しく記入してください。</p> <p>(注)○所属部署名は、部・課・係名まで記入してください。（～事務所△△部□□課○○係） ○従事した事務内容は、単に「○○法の施行事務」、「△△保険に関する事務全般」、「労働保険事務一式」と記入せず、「○○保険の適用に関する事務」、「△△年金の裁定請求審査」、「事業所の臨検監督業務」等その内容を具体的に必ず記入してください。 ○従事期間は所属部署ごとに記入してください。（平成○年□月～平成□年○月（○年△か月）） ○証明者は任命権者（例えば、公共職業安定所・労働基準監督署勤務の場合は、都道府県労働局長。旧社会保険事務所勤務の場合は、厚生労働省大臣官房人事課長及び地方支分部局の長。日本年金機構勤務の場合は原則、理事長。全国健康保険協会勤務の場合は、理事長。健康保険組合・厚生年金基金・国民年金基金勤務の場合は、理事長。）になります。</p> <p>⑤全国社会保険労務士会連合会が行う社会保険労務士試験試験科目免除指定講習の修了により免除資格を証明する場合は、受験資格証明書とは別に、「講習修了証の写し」と「実務経験を証明する書面」（記入内容については上記④と同様）が必要です。</p>
<p><既に免除決定を受けている科目がある方で、今回新たな科目を追加申請する場合></p> <p>略称：追加</p> <p style="text-align: center;">既に記入欄に記入して下さい。</p>	<p>①既に免除決定を受けている科目については、受験申込書の「既に免除決定を受けている者の記入欄」の該当科目的欄に免除決定通知書番号を、新たに免除申請する科目については、受験申込書の「新たに免除申請を行う者の記入欄」の該当科目的チェック欄にレ点を記入し、「免除申請事由」に18・19頁の試験科目の一部免除資格者一覧のうち該当する事由を記入してください。</p> <p>②免除資格を証明する書類については、<新たに免除申請を行う場合>の項の③、④、⑤と同様です。</p>

◎既に免除決定を受けている科目的変更はできません。

◎既に免除決定を受けている科目的番号が不明な方は、別途「開示請求手続（有料）」が必要です。この場合は、試験センターへお問い合わせください。

◎免除決定がされた方は、試験センターが指定する試験会場となりますので、あらかじめご了承ください。1つの試験地に複数の会場がある場合は、免除者の希望会場と異なり試験センターが指定する試験会場となります（1つの試験地に1会場しかない場合はご希望の会場となります。ただし、当該会場への希望者数及び収容人数によっては、希望の会場とならない場合もあります。）（10頁の試験地・試験会場についての注意事項参照）。

●免除申請者の取扱いについて

試験科目の免除申請を行い当該試験年度に免除が認められた科目のある者（以下、「免除者」という。）は、全科目を受験する一般の受験者（以下、「一般受験者」という。）とは一部取扱いが異なりますのでご注意ください。

① 次の計算式により免除となった科目的試験時間が短縮されます。

1問あたりの解答時間=試験時間÷問題数

$$\text{選択式の短縮時間} = 10\text{分} \times \text{免除となる科目的問題数} [10\text{分}/\text{問}] = 80\text{分} \div 8\text{問}$$

$$\text{択一式の短縮時間} = 3\text{分} \times \text{免除となる科目的問題数} [3\text{分}/\text{問}] = 210\text{分} \div 70\text{問}$$

※選択式の「労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識」は、2問で20分短縮となります。

※試験科目と問題数は2頁を参照してください。

- ② 試験当日、選択式試験問題を持ち帰ることができません（自らの解答を書き控えて持ち帰ることもできません）。これは、上記①のとおり試験時間が短縮されるため、一般受験者の試験時間中に免除者の試験が終了し、試験実施中に問題用紙が持ち出されることを防止するためです。
※免除者（途中棄権者・不正者を除く）は、選択式試験問題を持ち帰れないため、9月中旬に未使用の選択式試験問題用紙を郵送します。
- ③ 1つの試験地に複数の会場がある場合は、免除者の希望会場と異なり試験センターが指定する試験会場となります（1つの試験地に1会場しかない場合はご希望の会場となります。ただし、当該会場への希望者数及び収容人数によっては、希望の会場とならない場合もあります。）（10頁の試験地・試験会場についての注意事項参照）。
- ④ 免除者は、免除者を集めた試験室での受験となります。試験開始時間は、全会場一斉に開始となります。試験終了時間は個別に異なるため試験室の監督者の指示に従ってください（特別の措置を受ける方と同室となる場合もあります）。
- ⑤ 試験科目の一部免除資格者一覧のイに該当する方は、「労働基準法及び労働安全衛生法」、「労働者災害補償保険法」、「雇用保険法」及び「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」のほかに「厚生年金保険法」又は「国民年金法」のいずれかを選択して免除申請することができます。
ただし、「厚生年金保険法」又は「国民年金法」のいずれかを選択して免除申請を行い、免除決定を受けた場合は、以後この科目的変更はできません。
- ⑥ 試験科目の一部免除資格者一覧のロ、ニに該当する方は「健康保険法」、「厚生年金保険法」及び「国民年金法」、ホに該当する方は「厚生年金保険法」及び「国民年金法」のほかに「労働者災害補償保険法」、「雇用保険法」、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」の3科目のうち2科目（又は1科目）を選択して免除申請することができます。
ただし、「労働者災害補償保険法」、「雇用保険法」、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」のうち2科目（又は1科目）を選択して免除申請を行い、免除決定を受けた場合は、以後この科目的変更はできません。

●審査方法について

- 免除申請の審査方法等について公務員の場合の事例は次のとおりです（18・19頁をあわせてご参照ください）。
- ここで記載するものは、あくまでも概要であり、個々の免除申請者により従事した事務内容と期間は異なりますので、この例示が全ての方に該当するものではありませんのでご注意ください。
- ① 都道府県・市区町村等地方公共団体の公務員の場合、試験科目の一部免除資格者一覧中、各科目に係る免除資格者欄に「施行事務」又は「厚生労働省の所掌に属する行政事務」とあるのは、行政権の発動として行う事務を言い、具体的には、免除資格者欄に掲げる各法令の法定受託事務（旧機関委任事務）に係る又は厚生労働省の所掌に属する各種申請・届等を受理・審査し、支給決定等を行う等の事務が対象となります。
従って、所属職員（臨時職員・派遣労働者を含む）等のために各種申請・届等の書類を作成・提出する事務は、免除の対象とはなりません。
- ② 次の囲みの部署・業務は、従事（免除対象）期間から除外（減算）します（以下「不該当業務」と言います。）
従事期間から不該当業務の期間を減算し、15年・10年以上かを審査します（10年未満のものは免除対象とはなりません）。
- 公務員で、社会保険労務士法別表1の労働社会保険諸法令の施行事務従事期間が、労働諸法令関係施行事務15年以上の場合はイ、社会保険諸法令関係15年以上の場合はロに該当します。
従事期間が15年に満たない場合は、「試験科目（法律）毎」に施行事務に従事した積算期間が10年以上15年未満である場合は、当該科目が免除となります。

総務、庶務、会計、年金・保険の給付、調度等物品の調達、各種契約、物品・施設・財産等の管理、システム機器等の発注・管理・運用、ソフトの発注・開発・運用、各種集計・統計調査、広報、業務・サービスの充実・改善、各部署等の調整連絡など

- 日本年金機構（以下本項、「機構」という。）又は全国健康保険協会（以下本項、「協会」という。）の従業者（正職員に限る）の方で、公務員であった期間のうち、不該当業務の期間を除外した期間が15年以上の場合は、ロに該当します。
また、公務員であった期間のうち不該当業務の期間を減算した結果が15年未満で、機構又は協会の従事期間を合算して15年以上となる場合は、ニ又はホに該当します。
なお、機構又は協会の従事期間を合算しても15年に満たない場合は、「試験科目（法律）毎」に施行事務に従事した積算期間が10年以上15年未満である場合は、当該科目が免除となります。
- いずれの期間においても休職、産前・産後休暇、育児・介護休業期間は、業務を行っていないことから、免除対象期間から減算します。
- 公務員であった期間と機構又は協会の従事期間を合算して免除申請する場合は、それぞれの任命権者が証明する実務経験証明書の提出が必要です。

●社会保険労務士法 別表第1（労働社会保険諸法令）

（6・7頁【表1】受験資格コード08・13関係、18・19頁 試験科目の一部免除者一覧関係）

1 労働基準法（昭和22年法律第49号）	20の11 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）
2 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）	20の12 地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）
3 職業安定法（昭和22年法律第141号）	20の13 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）
4 雇用保険法（昭和49年法律第116号）	20の14 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）
5 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）	20の15 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）
6 独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成14年法律第171号）	20の16 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律
7 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）	20の17 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）
8 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和33年法律第158号。第10条の2の規定に限る。）	20の18 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。第13条の規定に限る。）
9 最低賃金法（昭和34年法律第137号）	20の19 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
10 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）	20の20 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律
11 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）	20の21 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。第38条及び第59条の規定に限る。）
12 じん肺法（昭和35年法律第30号）	20の22 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
13 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）	21 健康保険法
14 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号）	22 船員保険法
15 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。第25条の規定に限る。）	23 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和28年法律第206号）
16 労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）	24 厚生年金保険法
17 港湾労働法（昭和63年法律第47号）	25 国民健康保険法
18 雇用対策法（昭和41年法律第132号）	26 国民年金法
19 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和42年法律第92号）	27 独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。第12条第1項第12号及び第13号並びに附則第5条の2の規定に限る。）
20 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	28 石炭鉱業年金基金法（昭和42年法律第135号）
20の2 家内労働法（昭和45年法律第60号）	29 児童手当法（昭和46年法律第73号）
20の3 勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）	30 高齢者の医療の確保に関する法律
20の4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）	31 介護保険法
20の5 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。第78条及び第81条の規定に限る。）	32 前各号に掲げる法律に基づく命令
20の6 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）	33 行政不服審査法（前各号に掲げる法令に係る不服申立ての場合に限る。）
20の7 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）	
20の8 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）	
20の9 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）	
20の10 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号。第16条（第18条の規定により読み替える場合を含む。）及び第20条の規定に限る。）	

○労働諸法令（1～20の22）

○社会保険諸法令（21～31）

《 試験科目の一部免除資格者一覧 》

●免除資格者欄に該当する者は、当該科目の免除申請ができます（14～17頁をご精読ください）。

免除科目	免除資格者
1 労働基準法及び 労働安全衛生法	<ul style="list-style-type: none"> ① 下記イ参照 ② 国家公務員として労働基準法、労働者災害補償保険法又は労働安全衛生法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ③ 労働保険審査会の委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ④ 労働基準監督官採用試験に合格した者 ⑤ 司法試験に合格した者で労働法を選択した者（旧法の規定による司法試験第2次試験に合格したもので労働法を選択したものを含む。）
2 労働者災害補償保険法	<ul style="list-style-type: none"> ① 下記ロ参照（3の①及び4の①に掲げる者に該当する者として雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ② 下記イ参照 ③ 下記ハ参照（3の③及び4の③に掲げる者に該当する者として雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ④ 国家公務員として労働基準法又は労働者災害補償保険法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑤ 労働者災害補償保険審査官の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑥ 労働保険審査会の委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑦ 下記ニ参照（3の⑦及び4の⑦に掲げる者に該当する者として雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ⑧ 下記ホ参照（3の⑧及び4の⑧に掲げる者に該当する者として雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。）
3 雇用保険法	<ul style="list-style-type: none"> ① 下記ロ参照（2の①及び4の①に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ② 下記イ参照 ③ 下記ハ参照（2の③及び4の③に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ④ 国又は地方公共団体の公務員として雇用保険法又は職業安定法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑤ 雇用保険審査官の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑥ 労働保険審査会の委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑦ 下記ニ参照（2の⑦及び4の⑦に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ⑧ 下記ホ参照（2の⑧及び4の⑧に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。）
4 徴収等に関する法律の 労働保険の保険料の 法律	<ul style="list-style-type: none"> ① 下記ロ参照（2の①及び3の①に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び雇用保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ② 下記イ参照 ③ 下記ハ参照（2の③及び3の③に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び雇用保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ④ 国又は地方公共団体の公務員として労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑤ 労働保険審査会の委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑥ 労働保険事務組合の役員（非常勤の者を除く。）又は職員として労働保険事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑦ 下記ニ参照（2の⑦及び3の⑦に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び雇用保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ⑧ 下記ホ参照（2の⑧及び3の⑧に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び雇用保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。）
5 健康保険法	<ul style="list-style-type: none"> ① 下記ロ参照 ② 国又は地方公共団体の公務員として健康保険法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ③ 社会保険審査官の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ④ 社会保険審査会の委員長及び委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑤ 健康保険組合、健康保険組合連合会若しくは全国健康保険協会の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として健康保険法の実施事務に従事した期間（全国健康保険協会設立当時の役職員にあっては、社会保険庁の職員として健康保険法の施行事務に従事した期間を含む。）が通算して10年以上になる者 ⑥ 下記ニ参照 ⑦ 日本年金機構の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として健康保険法の実施事務に従事した期間（日本年金機構設立当時の役職員にあっては、社会保険庁の職員として健康保険法の施行事務に従事した期間を含む。）が10年以上になる者

免除科目	免除資格者
6 厚生年金保険法	<p>① 下記□参照 ② 下記イ参照(7の②に掲げる者に該当する者として国民年金法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。) ③ 下記ハ参照(7の③に掲げる者に該当する者として国民年金法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。) ④ 国又は地方公共団体の公務員として厚生年金保険法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑤ 社会保険審査官の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑥ 社会保険審査会の委員長及び委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑦ 厚生年金基金若しくは企業年金連合会(旧厚生年金基金連合会)の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として厚生年金保険法の実施事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑧ 下記ニ参照 ⑨ 下記ホ参照 ⑩ 日本年金機構の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として厚生年金保険法の実施事務に従事した期間(日本年金機構設立当時の役職員にあっては、社会保険庁の職員として厚生年金保険法の施行事務に従事した期間を含む。)が10年以上になる者</p>
7 国民年金法	<p>① 下記□参照 ② 下記イ参照(6の②に掲げる者に該当する者として厚生年金保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。) ③ 下記ハ参照(6の③に掲げる者に該当する者として厚生年金保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。) ④ 国又は地方公共団体の公務員として国民年金法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑤ 社会保険審査官の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑥ 社会保険審査会の委員長及び委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑦ 国民年金基金、厚生年金基金若しくは企業年金連合会(旧厚生年金基金連合会)又は共済組合、若しくは共済組合連合会の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として公的年金各法の実施事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑧ 下記ニ参照 ⑨ 下記ホ参照 ⑩ 日本年金機構の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として国民年金法の実施事務に従事した期間(日本年金機構設立当時の役職員にあっては、社会保険庁の職員として国民年金法の施行事務に従事した期間を含む。)が10年以上になる者</p>
8 社会保険に関する他の労働及び労務管理制度その他の労働及び一般常識	<p>① 下記ハ参照 ② 国又は地方公共団体の公務員として厚生労働省の所掌事務に属する行政事務に従事した期間、厚生労働大臣が所管する特定独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間及び特定地方独立行政法人の役員又は職員として厚生労働省の所掌事務に属する行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ③ 日本年金機構の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として行政事務に相当する事務に従事した期間(日本年金機構設立当時の役職員にあっては、社会保険庁の職員として行政事務に従事した期間を含む。)が10年以上になる者 ④ 全国健康保険協会の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として行政事務に相当する事務に従事した期間(全国健康保険協会設立当時の役職員にあっては、社会保険庁の職員として行政事務に従事した期間を含む。)が10年以上になる者</p>

イ 国又は地方公共団体の公務員として社会保険労務士法別表1に掲げる労働諸法令(別表第1第1号から第20号の22までに掲げる法律及びこれらの法律に基づく命令並びに行政不服審査法(同表第1号から第20号の22までに掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令に係る不服申立ての場合に限る。)をいう。)の施行事務に従事した期間が通算して15年以上になる者

ロ 国又は地方公共団体の公務員として社会保険労務士法別表1に掲げる社会保険諸法令(別表第1第21号から第31号までに掲げる法律及びこれらの法律に基づく命令並びに行政不服審査法(同表第21号から第31号までに掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令に係る不服申立ての場合に限る。)をいう。以下同じ。)の施行事務に従事した期間が通算して15年以上になる者

ハ 労働若しくは社会保険に関する法令に関する厚生労働省令で定める事務(以下「労働社会保険法令事務」という。)を行う厚生労働大臣が指定する団体の役員若しくは従業者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して15年以上になる者又は社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の補助者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して15年以上になる者で、厚生労働省令で定める基準に適合するものとして厚生労働大臣が指定した全国社会保険労務士会連合会が行う講習を修了したもの

ニ 日本年金機構の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として社会保険諸法令の実施事務に従事した期間(日本年金機構の設立当時の役員(非常勤の者を除く。)又は日本年金機構法附則第8条第3項の規定により日本年金機構の職員として採用された者(上記「日本年金機構設立当時の役職員」という。)にあっては、社会保険庁の職員として社会保険諸法令の施行事務に従事した期間を含む。)が通算して15年以上になる者

ホ 全国健康保険協会の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として社会保険諸法令の実施事務に従事した期間(全国健康保険協会設立当時の役員(非常勤の者を除く。)又は健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第15条第3項及び雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第26条第3項の規定により全国健康保険協会の職員として採用された者(上記「全国健康保険協会設立当時の役職員」という。)にあっては、社会保険庁の職員として社会保険諸法令の施行事務に従事した期間を含む。)が通算して15年以上になる者

《 特別の措置 》

○身体の機能に著しい障害等のある方は、その状況により必要な措置を受けられることがあります。受験に際し、特別の措置を希望する方は、「特別措置申請書」の提出の他に下記の特別措置コード表の区分に応じて医師の診断書(原本・申込み前3か月以内に発行されたもの)、障害者手帳の写し又は母子手帳の写し等の提出が必要となりますので、申込みに先立って試験センターへご連絡ください。過去に特別措置の申請をした方で、今回の申込みにおいて特別の措置を希望する方も同様です。

○特別の措置は、必ずしもご希望どおりの措置ができるることをお約束するものではありません。

○特別の措置を希望する方は、試験センターが指定する会場となりますので、あらかじめご了承ください。

○全盲等視力障害のため点字による試験を希望される方は、申込みに先立って試験センターへご連絡ください。

○補聴器、ルーペ等を使用する方、集合時間から試験時間中に服薬等が不可欠な方なども特別措置の申請が必要です。

○受験申込書へ特別措置コードの記入がない場合は、「00」とみなし特別の措置ができません(12・13頁⑫参照)。

○申込後、特別措置の状態に該当することとなった場合でも、この取扱いができないことがありますので、あらかじめご了承ください。

特別措置コード表	コード番号	区 分
	0 1	視覚に障害があるため、受験に際し特別の措置を希望する。
	0 2	聴覚に障害があるため、受験に際し特別の措置を希望する。
	0 3	上肢に障害があるため、受験に際し特別の措置を希望する。
	0 4	下肢に障害があるため、受験に際し特別の措置を希望する。
	0 9	上記01～04以外で、受験に際し特別の措置を希望する(妊娠中、試験時間中の服薬希望等)。 あるいは01～04の複数に該当する場合で、受験に際し特別の措置を希望する。

※受験に際し、特別の措置を希望する方は上記の「01～09」のうち該当するコード番号を受験申込書に必ずご記入ください。

《 注意事項等 》

● 試験当日の注意事項

○受験票を必ず持参してください(試験室の監督者の指示に従い、机上へ置いてください)。

○試験についての注意事項を説明しますので必ず2頁に記載の集合時間までにトイレを済ませて試験室に入室し、着席してください。なお、遅刻者は試験を受けることができません。

○不正行為等の防止の観点から電卓、計算機能のついた腕時計などの試験会場への持ち込みは、その用途を問わず禁止します。携帯電話等の通信機器類は、会場内で使用できません。必ず電源を切ること。不正行為防止のため携帯電話等を時計などとして使用できません。試験中に音が鳴り(作動を含む)、所有者を特定したときは失格となる場合があります。

○試験室に時計はありません。ある場合でも正確な時刻とは限りませんので、必ず腕時計(計算機能がなく、音のしないもの)を持参してください。

○所持品の管理は自己責任です。落し物・忘れ物・盗難などにご注意ください。試験センターは一切の責任を負いません。

○試験中に火災・地震等の緊急を要する事態が発生した場合は、試験室の監督者の指示に従い行動してください。

● 届出事項の変更について

○申込書提出後、住所の変更等やむを得ない理由により試験地を変更しようとする場合は、平成24年6月29日(金)17:30までに、あらかじめ試験センターへお問い合わせのうえ、指示に従ってください。ただし、平成24年6月29日(金)17:30以降の変更は一切認められません(試験地変更の取扱いは厳格に行います。試験センターの指示に従い必要書類等が準備できないときは認められない場合があります)。

○申込後、住所を変更される場合は、速やかに試験センターへご連絡ください。ご連絡がないと試験前においては受験票、試験後においては成績(結果)通知書、合格証書が届けられない場合があります(試験日以降は平成23年10月5日(金)まで)。

○申込書提出後、改姓した場合は、改姓したことを証明する個人事項証明書(戸籍抄本・原本)の提出が必要です。速やかに試験センターへご連絡ください(試験日以降は平成24年10月5日(金)まで)。

※詳細は、試験センターホームページの「住所等の変更」でご確認いただけます(平成24年10月5日(金)まで)。

● 個人情報の取扱いについて

○試験センターは、申込みの際に取得した申込者の個人情報を、社会保険労務士試験実施事務、統計事務、社会保険労務士登録申請の受付事務、試験科目の免除申請及び特別措置申請を受けた場合の厚生労働省への確認事務以外に利用することはありません。

○合格者の個人情報については、社会保険労務士の登録申請にあたり、その申請に必要な書類を送付するために使用し、さらに、申込書に記入された住所地の都道府県の都道府県社会保険労務士会に提供する場合があります。

● 受験申込書請求先、受験申込書提出先及び受験に関する問い合わせ

◎ 全国社会保険労務士会連合会 試験センター

○所在地 〒103-8347 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館5階

○電話 03-6225-4880 受付時間=9:30～17:30(土日祝日は除く。)

○FAX 03-6225-4883 受付時間=24時間:連絡先を明記してください。

○ホームページ=http://www.sharosi-siken.or.jp ポータルサイトから [社会保険労務士試験オフィシャルサイト] で検索(公開情報の更新作業やサーバー機器保守・アクセス集中により、一時的に閲覧できない場合があります。)